

## 第4次所沢市男女共同参画計画[中間見直し版]（素案）に対するパブリックコメント

### ご意見と市の考え方

---

令和6年8月15日（木）から令和6年9月14日（土）にかけて実施しました、第4次所沢市男女共同参画計画[中間見直し版]（素案）のパブリックコメント手続きにつきまして、皆様から寄せられたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見をいただきました皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

#### 1 募集の概要

---

募集期間	令和6年8月15日（木）～9月14日（土）
意見受付	電子申請、電子メール、郵送、FAX、直接持参

#### 2 意見

---

応募人数	5名
意見総数	36件

令和6年11月14日  
所沢市経営企画部企画総務課男女共同参画室  
電話：04-2998-9150  
FAX：04-2994-0706  
メール：a9150@city.tokorozawa.lg.jp

## 第4次所沢市男女共同参画計画 [中間見直し版](素案)に対するご意見と市の考え方

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
1	P5	1	関連法令(抜粋)	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の囲みへの追記を要望 →困難な問題を抱える女性の支援に関する必要事項を定め、施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会を実現することを目的に制定された法律です。 「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点が明確に規定されています。 *今までの女性支援に欠けていた視点が法律の基本理念に掲げられていますので、記述の追記を要望します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見いただいた囲みの箇所につきましては、本計画に関連のある法律の目的部分を簡潔に示したものであるため、理念等の特徴は割愛しております。よって、素案のとおりといたします。</p>
2	P5	1	関連法令(抜粋)	<p>「困難な問題を抱える女性」の概念を分かりやすくするために困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6(2024)年4月1日施行)第二条の追加をご提案します。</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和6(2024)年4月1日施行) (定義)第二条この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条(定義)を追加します。</p> <p>※参考 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (定義) 第二条この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。</p>
3	P9	1	第4次計画評価指標一覧	<p>下部に下記の表記がありますが、9は不要だと思います。 8 基本目標 9 基本施策</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 9番目の基本施策「2 さまざまな機関との連携による推進体制の強化」の表記がありませんでしたので、追加いたします。 また、どの項目に番号を付しているのか分かるよう、番号の位置を工夫します。</p>
4	P14	2	4計画の体系図と評価指標	<p>基本目標I 基本施策1の評価指標、目標値に「多様な性のあり方を受け入れている人の割合」「60%」を追加してください。 基本施策2の評価指標、目標値に「市の管理職に占める女性の割合」「40%」を追加してください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。</p>

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
5	P14 p19	2 ・ 3	4計画の体系図と評価指標	基本目標I 基本施策1の具体的な施策と関連事業(4)に性の多様性への理解促進とありますので、評価指標にはLGBTQに理解がある人の割合を入れるべきではないかと思えます。また、目標値が60%では低いと思えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
6	P14 p21	2 ・ 3	4計画の体系図と評価指標	基本目標I 基本施策2の具体的な施策(1)に審議会委員や市職員管理職等への女性の登用促進とあるので、評価指標に市の職員の管理職に占める女性の割合を入れてほしいと思えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
7	P14	2	4計画の体系図と評価指標	基本目標II 基本施策2の具体的な施策(1)の「困難を抱えた女性への支援(DVを除く)」の文言で、()内の但書きは外してください。国の基本方針をみても困難を抱えた女性はDV被害者支援も含まれます。	貴重なご意見ありがとうございます。 女性のDV被害者は「困難な問題を抱える女性」に包含されるものと考えておりますが、DV被害者支援に関しては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(「DV防止法」)による市町村計画として本計画中に個別に位置付けていることから、識別を明確にするため、除いたものです。
8,9	P14	2	4計画の体系図と評価指標	基本目標II 基本施策1の評価指標、目標値に「デートDV防止の講座実施中学校の割合」「70%」を追加してください。 基本施策3の評価指標、目標値に「市の防災対策担当職員に女性の占める割合」「50%」を追加してください。 (同様1件)	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
10	P14 p24	2 ・ 3	4計画の体系図と評価指標	基本目標II 基本施策1の具体的な施策(1)に「周知・防止の啓発」とありますが、評価指標ではDV防止講座を受講した人の理解度を示しています。 むしろ、DV防止講座・授業を実施した学校数、実施率を目標値にすべきではないかと思えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
11	P14 p26	2 ・ 3	4計画の体系 図と評価指標	基本目標II 基本施策2の評価指標が公的な相談に窓口を相談しようと思う人の割合とされていますが、相談窓口があることを知っている人の割合にしたらいかがでしょうか？それが90%になるくらい、周知してほしいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
12	P14 p27	2 ・ 3	4計画の体系 図と評価指標	基本目標II 基本施策3具体的な施策(1)性犯罪等への対策には、幼少時からの包括的性教育(性葉人権(原文ママ)であり、他人の身体・権利も自分の身体・権利と同じように大切にしなければいけないことを学ぶ)が重要であると思います。また、評価指標は、自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加人数を10年間で100人にするとありますが、市の防災担当職員と自主防災組織の中の女性の割合を高め、全ての避難所に一人は女性の担当職員または自主防災組織の女性リーダーを配置する必要があると考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
13	P15 p29	2 ・ 3	4計画の体系 図と評価指標	基本目標III 基本施策1の評価指標で、就労している女性が正社員である割合を60%としていますが、市の女性職員が正規職員である割合の目標値を模範となるように設定して下さい。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
14	P15 p31	2 ・ 3	4計画の体系 図と評価指標	基本目標III 基本施策2のワークライフバランスの推進の評価指標が、仕事・家庭生活・地域・個人をすべて大事にしている人の割合の目標値を30%にしていますが、大事にしたくてもできない人が大勢いるのが現状です。 大事にしたいと思っている人の割合を男女別で設定して下さい。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
15	P15 p37	2 ・ 3	4計画の体系 図と評価指標	基本目標IV 基本施策2の評価指標が「ふらっと」を知っている人の割合の目標値を50%にしていますが、「ふらっと」の存在をもっとアピールして、看板をもっと目立つようにして、自転車置き場なども設置して下さい。	貴重なご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。 また、男女共同参画推進センターふらっとの存在を知っていただくためには、まずは市民の皆様に関心をもっていただくことが必要になりますので、魅力的な事業を展開したり、それをSNSも駆使して発信したりするなどの工夫をしながら、施設の認知度を高めていきたいと考えております。

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
16	P19	3	基本目標 I  (男女共同参画の意識の醸成)	基本施策1 具体的な施策と関連事業の(2)社会教育・家庭教育・学校教育の項の中に包括的性教育の文言を入れてください。ジャーニーズもんだい(問題)にみられる様に、自分が何をされているか分からない幼少からの性暴力は後々、トラウマとなり人生に影を落とします。多様な性の問題と同時に、性教育は今こそ大事な緊急の課題ではないでしょうか。特に、学校教育の中に、地域の産婦人科のドクターや保健室の先生、専門家などと共に、そのレクチャーを受け性教育を発展させて欲しいと願います。	貴重なご意見ありがとうございます。 本市では、「包括的性教育」という名称を使用しておりませんが、学校教育の場では、学習指導要領に示された性教育、また人権教育に関する内容について、保健の授業に限らず、全教育活動を通じて幅広く指導しております。 関連部署との調整が必要となると考えておりますが、いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
17	P21	3	基本目標 I  (男女共同参画の意識の醸成)	基本施策2 政策・方針等の意思決定の場への女性の参画促進 ・審議会等の委員に占める女性の割合を目標値に達するように、「所沢市男女共同参画推進条例」第4条にある「積極的格差改善措置」を活用して、女性の割合を目標値に達するよう取り組みを進めていただくことを要望します。特に、災害対応に男女共同参画の視点を入れる取り組みは緊要の課題です。所沢市の防災会議委員における女性委員比率は、10.1%。国の第5次男女共同参画基本計画では、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%とし更に30%を目指す目標が掲げられています。内閣府男女共同参画局の調査によると、防災会議の女性委員の割合を増やすために「8号委員について、自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるものうち、女性を積極的に登用」、「5号委員について、庁内職員を任命する際には、職位に関わらず積極的に女性職員を登用する」などの取組を通じて、割合を増やしています。所沢市でも女性委員比率を高める取組を要望します。	貴重なご意見ありがとうございます。 「審議会等の委員に占める女性の割合」を向上するため、本市では、改めて庁内に課題共有するとともに、女性委員の登用が増えるよう、職員や肩書き等にこだわらず、積極的に女性を推薦・専任いただけるよう各団体等への推薦依頼事務の手続きを変更するなど、具体的な対応を進めているところです。 引き続き、審議会等への女性比率を高められるよう、取り組みを進めてまいります。  なお、災害対応時における女性の視点は重要であることから、市の防災会議委員に占める女性の割合向上に努めることとあわせ、本市の避難所運営マニュアルには、女性のほか、高齢者、障害者等の災害時要配慮者に配慮した対応ができるよう、あらかじめ留意事項を盛り込むなどの対応を図っております。
18	P21	3	基本目標 I  (男女共同参画の意識の醸成)	評価指標にはあがっていませんが、検討いただきたい点 市職員管理職等への女性の登用促進 令和5年4月現在、所沢市の係長職以上の役付き職員数の女性比率は41.7%と埼玉県内でも高いのですが、課長級以上の管理職員数の女性比率は15.9%という状況です。女性も管理職として能力を発揮できる環境が整えられることを期待します。市の政策・方針等の意思決定への女性の参画は必須です。所沢市の人口の半分は、女性です。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
19、20	P21	3	基本目標I  (男女共同参画の意識の醸成)	評価指標に「市の管理職で女性の占める割合」の項目、目標、実績値を追加してください。 (同様1件)	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
21	P22	3	基本目標II  (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本目標II「このことから、DVの根絶を一」の文言の中で「DV・性暴力の根絶を一」と「性暴力」を追加してください。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、「性暴力」という文言を追加いたします。
22	P23	3	基本目標II  (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策1 具体的な施策と関連事業 デートDVに関する情報提供、講座の担当課に「学校教育課」を加えて下さい。	貴重なご意見ありがとうございます。 デートDVに関する情報提供・講座につきましては、男女共同参画推進センターふらっとを中心に行っておりますので、このままの表記とさせていただきます。
23	P25	3	基本目標II  (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策2 女性への支援 1行目「困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実や自立支援を行います。」 *「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行内容を反映した記述への修正を要望します。 「困難な問題を抱える女性」は多様で複合的な困難を抱えていることを念頭において早期発見、相談・支援を行うこと、また法律では「そのおそれのある女性」も含まれている記述を要望します。 埼玉県計画の記述は、下記のようになっています。 「法の基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その早期の発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。」	貴重なご意見ありがとうございます。 P5の関連法令を掲載した部分に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条(定義)を追加いたします。 本市では、法の趣旨や理念に則り、引き続き適正な支援をまいります。  ※参考 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(定義) 第二条この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
24	P25	3	基本目標II (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策2 具体的施策(1)の「※DVを除く」の但書きはなくてもいいのではないのでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。 女性のDV被害者は「困難な問題を抱える女性」に包含されるものと考えておりますが、DV被害者支援に関しては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(「DV防止法」)による市町村計画として本計画中に個別に位置付けていることから、識別を明確にするため、除いたものです。
25	P25	3	基本目標II (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策2 (具体的な施策と関連事業に)「各種関連機関との連携事業」の検討と記述を要望します。 困難女性支援調整会議等の検討と記述、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制が整えられることを要望します。	貴重なご意見ありがとうございます。 市において困難な問題を抱える女性への支援を行うにあたり、関係機関や民間団体との連携は重要かつ必要不可欠なものと認識しております。 支援調整会議の設置につきましては、検討を進めてまいります。
26	P26	3	基本目標II (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策2 評価指標 指標に「公的な相談窓口を知っている人の割合」の項目とその目標値、実績値を追加してください。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
27	P27	3	基本目標II (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策3 具体的施策(1)の部分 「犯罪者の加害者にならないための啓発・教育」を工夫してください。	貴重なご意見ありがとうございます。 各関連部署と連携しながら、周知・啓発を進めてまいります。

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
28	P27	3	基本目標II (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策3 評価指標 目標値 — 令和10年度までの10年間で100人目標値が不明確です。 実績値を参照すると、H30に7人、R2に72人と記載されています。 7人+72人=79人なので、あと、21人(=100人-79人)参加すると、目標達成なのでしょうか？それとも、この人数は累計でR2時点で72人、あと28人で、目標達成なのでしょうか？100人という目標値がどのようにして設定したのかも記載されていません。 所沢市では、8月31日に総合防災訓練が実施予定です。もし災害が発生した際に、避難場所を女性の方が安心して過ごせる場所にするためには、各避難場所毎に複数の女性リーダーが必要です。しかし、現状の目標値を達成したとしても、各避難場所毎に受講した複数の女性リーダーを設置することを困難だと思います。目標値のご再考をお願い申し上げます。	貴重なご意見ありがとうございます。 数値の人数につきましては、累計人数となっておりますので、その説明を追加いたします。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
29	P27	3	基本目標II (誰もが尊重される安心な社会の実現)	基本施策3 評価指標に「防災対策等担当職員に占める女性職員の割合」の項目と、目標値、実績値を追加してください。	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。
30	P29	3	基本目標III (すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進)	基本施策1 評価指標 就労している女性が正社員等である割合 目標値 60% この評価指標の設定は、計画策定時から疑問でした。「女性の就労のための支援の効果を計る指標として」と掲げられていますが、就労の支援だけで割合が上がるのか疑問です。市内企業や事業所等における女性の活躍の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進等の取組等も併せての検討も可能ではないでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。 この度の見直しは、第4次所沢市男女共同参画計画(計画期間:令和元年度から令和10年度)の途中において、社会変化等に合わせた修正であることから、新たな評価指標は設けず、現状のままとさせていただきます。 いただいたご意見は、次回の計画策定時に参考とさせていただきます。



	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
31	P30	3	基本目標III  (すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進)	基本施策2 具体的な施策と関連事業(1)ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進 関連事業「ワーク・ライフ・バランスについての情報提供 担当課に産業政策課も入っているので、「市内企業や事業者等に向けて」の関連事業の追加の検討を要望します。中間見直し版に掲載されている「働きやすい環境づくりに取り組み企業」紹介などが含まれる事業。国のえるぼし、くるみん認定制度、東村山市のワーク・ライフ・バランス推進優良企業認定制度等を参考に、女性も男性も各自が望むような働き方が可能になる社会、地域になる取組を期待します。	貴重なご意見ありがとうございます。 市では、男女ともに働きやすい社会づくりを進めていく必要があると考えており、市民や市内事業所等に対する周知・啓発を継続して行ってまいります。 いただいたご意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
32	P39	4	基本目標IV  (男女共同参画を推進する体制の充実)	基本施策2 男女共同参画推進センターふらっと 案内図 窓口の開設日、開設時間、利用方法、所沢駅および西所沢駅から徒歩xx分、最寄りのバス停(もしあれば)等の情報を併記した方が、男女共同参画推進センターふらっとを利用するきっかけに貢献できると思います。過去にあった相談例を、記載するのも良いと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、男女共同参画推進センターふらっとに関する情報を追加いたします。
33	—	—	指標全般	中間見直しにおいて、評価指標が下がっている施策については、事業の見直し、新たな事業への取り組みが必要なのではないのでしょうか？検討を要望します。	貴重なご意見ありがとうございます。 評価指標の達成に向けては、具体的な施策の充実を図るほか、社会の制度や慣行を見直していくこと、また、市民や事業者への周知・啓発により理解を広めていくことが大切ですので、今後も関係機関と連携して引き続き効果的な施策を展開してまいります。
34、35	—	—	女性相談支援員	この見直しで、困難女性支援法における市町村計画に位置付けられるものとしての意見です。 ◎女性相談支援員を正規職員として採用し、必要な人数を配置してください。 理由：困難女性支援法の目的、基本理念、さらにそれに基づく所沢市基本計画の実現を目指すためには、女性相談支援員は中心的な担い手です。国の基本方針でも、女性相談支援員は、「支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースが多数存在することに留意することが必要」「社会福祉に関する知識や相談支援に関する専門的な技術・経験を持ち、継続的に支援のための能力向上に努めること」と明記されています。このような業務を担う女性相談支援員には、相談員自身に長期的、安定した待遇、業務環境が必要だと思えます。(同様1件)	貴重なご意見ありがとうございます。 素案にあります「困難な問題を抱える女性に対する相談体制を充実させる」に関する具体的な取組として、本市では、令和5年度より女性相談支援員(専任)を1名増員し、また、翌令和6年度には女性相談支援員の報酬の見直しを図るなど対応をしているところです。 引き続き女性相談支援員のスキルアップを図りつつ、継続的な支援に向けて安定した執務環境の確保などに努めてまいります。

	頁	章	項目	ご意見	市の考え方
36	-	-	文字コード	<p>”第4次所沢市男女共同参画計画[中間見直し版](素案)の中に、所沢市 電子申請・届出サービス(以下「電子申請」といいます)で使えない文字コードが含まれています。「電子申請」で使えない文字コードは使用せずに、「電子申請」で使える文字コードに置き換えをしていただきたいです。なお、第6次所沢市総合計画後期基本計画素案のパブリックコメント手続きにおいても、全く同じ趣旨の意見を、お伝えしております。なお、この意見は、今後行う所沢市が行うすべてのパブリックコメント手続きの際に、ご考慮いただきたい意見であることを、申し添えておきます。なお、第6次所沢市総合計画後期基本計画素案のパブリックコメント手続きでは、市の考え方として下記をご回答いただきました。  (#80)&lt;市の考え方&gt; 貴重なご意見ありがとうございます。電子申請で使えない文字コードにつきましては、計画素案全体を見直し、適切に修正いたします。”</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  素案で使用している文字の一部に含まれていた環境依存文字につきましては、適切に修正いたします。</p>